

社会保険料の年間算定に関するご案内（2026 年）

年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）のお申し出をされた方へ

株式会社 アヴァンティスタッフ

当社でのご就業ありがとうございます。
社会保険料は、**当年 4 月～6 月**の平均給与を基に、9 月から変更します。これを**定時決定**（以後「**算定**」）といいます。
ただし、一定の条件を満たした場合「**前年 7 月～当年 6 月の平均給与**」を基に保険料を決定する制度があります。
これを「**年間算定**」といいます。

通常の算定と年間算定との違い

①通常の算定

4, 5, 6 月に支給された給与のうち、支払基礎日数（出勤日数 + 有給日数）が 17 日以上（※）ある月の給与を平均して 9 月からの標準報酬月額（保険料）を決定します。

②年間算定

昨年 7 月～今年 6 月に支給された給与のうち、支払基礎日数が 17 日以上（※）ある月の給与を平均して標準報酬月額（保険料）を計算します。

上記①と②を比較して、**2 等級以上の差がある場合、②の保険料とする制度です。**

※短時間被保険者の月は「17 日以上」を「11 日以上」と読み替えます。

年間算定が認められる要件

左記の ②年間算定 を行うには、以下 A～C の全てを満たす必要があります。

A ①通常算定の結果と、②年間算定の結果を比較して標準報酬月額に 2 等級以上の差があること

* 今回、お申し出のあった方については、①および②の計算を行います。

2 等級以上の差がない場合は適用されませんので、その旨ご連絡します。あらかじめご了承ください。

B 業務の性質上、2 等級以上の差が発生することが、毎年見込まれること

⇒**4, 5, 6 月（実績ベースで 3, 4, 5 月）が特に忙しい業種・職種のため、毎年、この時期の勤務時間が増える**

★4 月～6 月が繁忙期になる業種・職種の一例

- ・年度末の経理決算等を担当する業種・職種
- ・この時期に受発注が増加する商品を取り扱っている業種・職種
- ・4 月の異動、転勤、入社、入学等にあわせて業務が増加する業種・職種 など

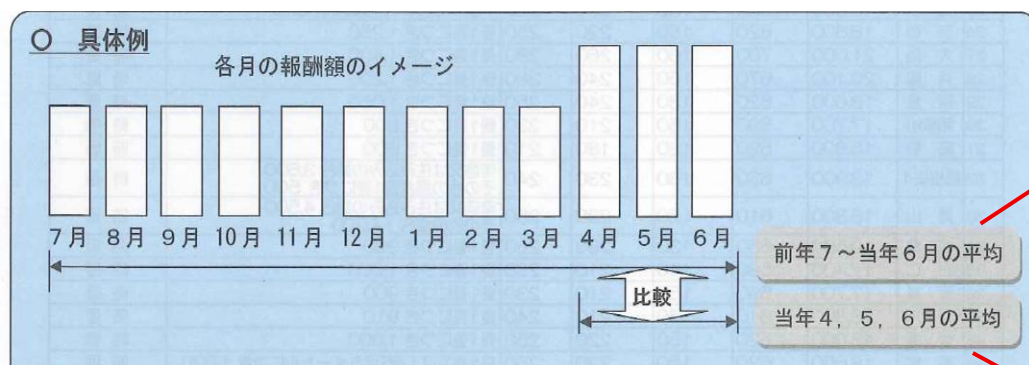
* 申出フォームの「4 月～6 月が繁忙期である理由」の欄に、従事している業務内容や繁忙理由と業務との関連性について具体的に記載してください。

C 本人が当社を通じて年金事務所に申請し、認定されること

⇒ 上記 A, B を満たした方には必要な書類をお送りいたします。

裏面の「様式 1」は、上記 B に該当する箇所ですので、当社で転記いたします。

「様式 2」は当社で作成しますので、ご署名の上、返信用封筒にて郵送してください。



②年間算定

①通常の算定

(様式 1)

WEB 申出フォーム（HP の同じお知らせ欄にリンクがあります）の「4 月～6 月が繁忙期である理由」の欄に
下記（様式 1）の該当欄〇印に記載すべき内容を入力していただきます。

（様式 1）

中央年金事務所長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は人材派遣業を行っており、対象の被保険者は下記業種の事業所に派遣されているため、毎年、4 月から 6 月までの間は、下記の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第 4 1 条及び厚生年金保険法第 2 1 条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について 2 等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第 4 4 条第 1 項及び厚生年金保険法第 2 4 条第 1 項における「報酬月額の算定特例」（年間）にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

派遣先事業所名	
派遣先事業所の業種・就労している部署	（業種） （部署名）
4 月～6 月が繁忙期である理由	
※従事している業務内容や繁忙理由と業務の関連性についても具体的に記載してください。	

年 月 日

事業所所在地 東京都中央区日本橋兜町 6－7

事業所名称 株式会社アヴァンティスタッフ

事業主氏名 黒川 良太

連絡先 03-6703-8339

4 月～6 月が毎年繁忙期であると見込まれる理由

- ・ご自身の業務について、その時期が繁忙となる理由をご記入ください
- ・昨年の同時期に現在の派遣先で勤務していることは、必ずしも申請の条件になっていません
- ・記入内容に関して、派遣先への確認は行いません
- ・事務所の移転、システムの入替など、今年だけ繁忙となった事情は認められません

(入力例)

派遣先事業所名	株式会社 ●●●●●●●
派遣先事業所の業種	（業種）建設業
就労している部署	（部署名）経理部
4 月～6 月が繁忙期である理由	年度末の決算処理を行うため

「4 月～6 月が繁忙期である理由」の一例

- ・金融機関事務センターに所属。入社・入学等により、新規口座開設数が増加するため
- ・営業部に所属。年度末に一年間の売り上げの集計処理をするため
- ・総務部に所属。年度末にリースしている O A 機器の期間更新があるため
- ・国や自治体などに補助金申請業務を行う部署に所属。年度末の締め切りに向け申請が増加するため
- ・学校の総務課に所属。入学手続等の処理があるため

など

(様式 2)

①通常の算定と②年間算定の計算結果による標準報酬月額に 2 等級以上の差があり、左記の WEB 申出フォームに入力された内容（業種、部署、「4 月～6 月が繁忙期である理由」）に妥当性がある方には、下記（様式 2）をお送りしますので、ご署名、ご返送いただきます。

（様式 2）

被保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- ・この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6 月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に 2 等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自書にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意下さい。

事業所整理番号	28-アトヤ	事業所名称	株式会社アヴァンティスタッフ
被保険者整理番号	00000	被保険者の氏名	生 年 月 日 YYYY 年 MM 月 DD 日

【前年 7 月～当年 6 月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通算によるものの額	現納によるものの額	合計
6 年 7 月	0 日	0 円	0 円
6 年 8 月	0 日	0 円	0 円
6 年 9 月	0 日	0 円	0 円
6 年 10 月	0 日	0 円	0 円
6 年 11 月	0 日	0 円	0 円
6 年 12 月	0 日	0 円	0 円
7 年 1 月	0 日	0 円	0 円
7 年 2 月	10 日	140,479 円	140,479 円
7 年 3 月	17 日	204,179 円	204,179 円
7 年 4 月	15 日	193,697 円	193,697 円
7 年 5 月	15 日	190,352 円	190,352 円
7 年 6 月	19 日	253,358 円	253,358 円

【標準報酬月額の比較欄】 完全で事業主が記載してください。

従来の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
280 千円	280 千円	
前年 7 月～本年 6 月の合計金額（※）	前年 7 月～本年 6 月の平均額（※）	健康保険 等級 標準報酬月額 厚生年金保険 等級 標準報酬月額
457,537 円	228,768 円	18 220 千円 15 220 千円
本年 4 月～6 月の合計金額（※）	本年 4 月～6 月の平均額（※）	健康保険 等級 標準報酬月額 厚生年金保険 等級 標準報酬月額
253,358 円	253,358 円	20 2609/9 届出 千円 17 260 千円
2 等級以上（○又は×）	修正平均額（※）	健康保険 等級 標準報酬月額 厚生年金保険 等級 標準報酬月額
○	228,768 円	18 220 千円 15 220 千円

【標準報酬月額の比較欄】の（※）部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数が 17 日未満（臨時労働者は 11 日未満）の月の報酬額は、
- ② 臨時労働者の場合は、「通常の給与」で算出した標準報酬月額（当年 4 月～6 月）の支払基礎日数を 17 日以上の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」（前年 7 月～当年 6 月）も 17 日以上の月の報酬の平均額。
- ③ 臨時労働者が臨時労働者で支払基礎日数が 17 日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ④ 通常の給与で算出した標準報酬月額（※）は、支払基礎日数が 17 日以上である月の報酬の平均額。
- ⑤ 臨時労働者が臨時労働者で支払基礎日数が 11 日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ⑥ 臨時労働者の給与に臨時労働者の場合は、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ⑦ 前年 6 月分以前に支払うべきであった前年の還配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その還配分に当たる報酬の額を除く。
- ⑧ 前年 7 月～当年 6 月までの間に未支払分はすの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ⑨ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入。
- ⑩ 上記①～⑨に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬の平均で決定することを希望しますので、当事業所に申立てすることに同意します。

被保険者氏名

【備考欄】

給与額を確認後、被保険者氏名にご署名ください

○審査の結果「承認」となった場合

9 月給与（10 月 15 日支給）より、前ページ②の保険料が控除されます。
承認された場合の個別のご連絡はいたしません。

○審査の結果「不承認」となった場合

当社よりご連絡をいたします。

注）3, 4, 5 月に契約条件（時給等）が変更となった方は、随時改定に該当する場合があります。

随時改定に該当する方は、この年間算定の対象とはなりません。

申請をされた方で、随時改定に該当する場合は、当社よりご連絡をいたします。

ご不明な点は、

株式会社アヴァンティスタッフ 労務保険室（roumuhoken@avantistaff.com）までお問い合わせください。